

私立高校の学納金…保護者負担の軽減

愛知県私学協会

令和 5 年 8 月

私学をめざす中学校3年生のみなさんへ!!

1

私立高校(全日制)の授業料は授業料軽減補助が受けられます

保護者負担軽減 (私立高校平均授業料 年額431,232円、月額35,936円)

区 分	授業料軽減補助額（１年生）と保護者負担の年額		保護者等の所得基準 (参考年収：父母合算)
甲	補助額 428,400円 (国の就学支援金396,000円、県の授業料軽減額 32,400円) 保護者負担額 2,832円		課税標準額×6% －市町村民税の調整控除額(注) が154,500円未満の世帯 (年収590万円未満程度)
	補助額 428,400円 (国の就学支援金118,800円、県の授業料軽減額 309,600円) 保護者負担額 2,832円		課税標準額×6% －市町村民税の調整控除額(注) が212,700円未満の世帯 (年収720万円未満程度)
乙	補助額 214,800円 (国の就学支援金118,800円、県の授業料軽減額 96,000円)	保護者負担額 216,432円	課税標準額×6% －市町村民税の調整控除額(注) が270,300円未満の世帯 (年収840万円未満程度)
その他	補助額 118,800円 (国の就学支援金118,800円)	保護者負担額 312,432円	課税標準額×6% －市町村民税の調整控除額(注) が304,200円未満の世帯 (年収910万円未満程度)

(注) 政令指定都市の場合、「課税標準額×6%-市町村民税の調整控除額×3/4」

※ ()内の年収金額は、夫婦(配偶者控除有り)、子ども2人(うち高校生1人)世帯の場合の参考年収です。

※ 愛知県に住所を有しない場合は、国の就学支援金のみが支給されます。

※ 年度途中の保護者等の転退職、リ災、長期療養等の特別事情に対しては、要件を緩和する制度があります。

※ 申請については、入学された高校へお申し込みください。入学された高校の授業料の金額が補助限度額となります。

2

私立高校(全日制)の入学金は入学納付金補助が受けられます

保護者負担軽減 (私立高校平均入学納付金 201,778円)

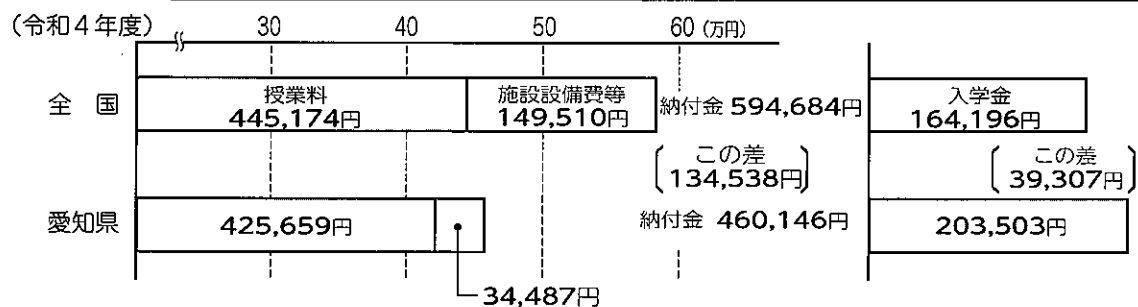
区 分	県入学納付金補助額と保護者負担の年額		保護者等の所得基準 (参考年収：父母合算)
甲	補助額 200,000円 保護者負担額 1,778円		課税標準額×6% －市町村民税の調整控除額(注) が212,700円未満の世帯 (年収720万円未満程度)
乙	補助額 100,000円	保護者負担額 101,778円	課税標準額×6% －市町村民税の調整控除額(注) が270,300円未満の世帯 (年収840万円未満程度)

(注) 政令指定都市の場合、「課税標準額×6%-市町村民税の調整控除額×3/4」

※ 申請については、入学された高校へお申し込みください。入学された高校の入学金の金額が補助限度額となります。

愛知私学の学納金は全国平均より低い

私立高校(全日制)の学納金の生徒1人当たり額(年額)の比較



※ 令和4年度私立高等学校等授業料等調査(文部科学省調査)による。

(令和5年度)

①私立高校(全日制)の毎月納付する経費

(生徒1人当たり平均額)

納付金	授業料	35,936円
	施設設備費	1,181円
	その他	1,137円
その他	P T A 会費	1,093円
	生徒会費	699円
	その他	1,004円
合計		41,050円

②入学時に納付する経費

(生徒1人当たり平均額)

入学金	201,778円
-----	----------

愛知県のその他の保護者負担軽減策

①私立高等学校等奨学給付金

7月1日に在籍し、保護者等が愛知県内に住んでいる生徒のうち、生活保護(生業扶助)受給世帯、又は県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が非課税世帯の場合、下記の金額を年1回支給。

課 程	生活保護 (生業扶助) 世帯 基準額	非課税世帯(生活保護(生業扶助)世帯を除く)	
		基準額	15歳以上23歳未満の扶助されている 兄弟姉妹がいる場合の加算額
全日制 定時制	52,600円	137,600円	14,400円 (加算後152,000円)
通信制	52,600円	52,100円	—

※ 申請については、入学された高校へお申し込みください。

②私立高校生への奨学金の貸付

区 分	貸 付 額	所得基準	実施団体
高等学校等 奨学金 (全・定・通)	自宅通学 月額 30,000円 自宅外通学 月額 35,000円 ※月額11,000円を選択することもできます。	父母等の市町村民税所得割額の課税総所得 金額の合計額から一定控除後の額が230万 円以下の世帯	愛知県教育委員会 (電話 052-954-6785)

※ 参考年収は、夫婦(配偶者控除有り)、子ども2人(うち高校生1人)世帯の場合の金額です。

※ 区分()内は、対象となる課程名の略称です。

※これらの制度の内容は、令和5年度入学生のもので、令和6年度以降においては、基準等が改正される場合があります。

※これらの制度は、原則として生徒及び保護者が共に愛知県内に居住していることが必要です。

お問い合わせ窓口

愛知県県民文化局 県民生活部 学事振興課 私学振興室 助成グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 〈052〉954-6187 (ダイヤルイン)
ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/>